

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第199号	
事故等種類	運航不能（蓄電池過放電）	
発生日時	平成21年6月12日（金） 23時00分ごろ	
発生場所	若狭湾 常神岬灯台から真方位280° 12km付近	
事故等調査の経過	平成21年7月6日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数</p> <p>船種船名、総トン数</p>	
乗組員等に関する情報	船長、海技免許等種別不明、59歳	
死傷者等	なし	
損傷	なし（直流電圧12Vの蓄電池2個が過放電）	
事故等の経過	<p>本船は、釣り場の移動に際して主機の始動を試みたところ、始動電動機が回転せず、平成21年6月12日23時00分ごろ、主機の運転及び運航不能に陥った。</p> <p>本船は、保安部の巡視船及び所属するマリーナの救助船にえい航され、同マリーナに帰着後、蓄電池2個を新替した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>なし</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>主機始動用の蓄電池が、揚錨中に、電動機駆動のウインドラスを長時間使用したため、過放電したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が若狭湾において、釣り場の移動のため主機を始動したところ、事前の揚錨用ウインドラスの長時間運転で、蓄電池が過放電していたため、主機の始動が不能となったことにより発生したものと考えられる。	